

仕様書

1 委託業務名

移住促進デジタルマーケティング活用事業

2 業務の目的

本県では、少子高齢化の進行や東京・大阪圏への転出超過による人口減少が深刻化しており、人材の確保と地域活力の維持が喫緊の課題となっている。その対策として令和6年度よりデジタルマーケティングを活用した情報発信を実施し、移住フェア・セミナーへの誘客、認知拡大に大きな成果を上げている。令和7年度においても、継続してデジタルマーケティングを活用し、移住等に関心のあるターゲット層に対し、それぞれの属性、関心等に応じた効果的な情報発信を行う。

また、事業成果の継続的な収集・分析を通して、戦略的にデジタルを活用した移住促進マーケティングを推進することにより、より効果的な情報発信を行い、更なる移住交流の促進や関係人口の創出・拡大に繋げる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務概要

受託者は、下記5（1）に定める移住検討段階に応じて、効果的に移住先としての本県の魅力を訴求するよう、業務を円滑に実施すること。

具体的な実施内容、スケジュールに関しては、企画提案のあった内容をもとに、委託者と協議の上、「業務計画書」を作成し、提出すること。

5 本事業におけるターゲット

本事業におけるターゲット層は以下の通りとする。

(1) 移住検討段階

①「移住潜在層」

・ペルソナ：移住に関心を持ち、移住サイトの閲覧等を行っているが、移住先、時期等は明確に考えておらず、具体的な行動は行っていない者。

②「移住検討層」

・ペルソナ：移住先として徳島県を候補地として意識しており、移住サイトや移住相談窓口、移住フェアなどで移住情報の収集を積極的に行っている者。

※移住検討段階において①「移住潜在層」もしくは②「移住検討層」であること

(2) エリア

・東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

・大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県）

※東京圏もしくは大阪圏のエリアであること

(3) 年齢層

・20歳代～40歳代

未婚既婚、子供の有無、男女の別は問わない。

ただし、ターゲットを固定するものではなく、ターゲットに対して施策を実施した結果、本事業の目的の達成に、より効果があると判断出来るデータの蓄積があった場合、委託者との協議の上、ターゲットの見直しを行うことができるものとする。

6 委託内容

本委託業務では、以下に記載する事業に係る一切の業務を委託する。

(1) 広告運用計画の作成

上記5で指定したターゲットへの訴求力を高めるため、移住の検討を始めてから移住達成するまでの意識の変化などの分析を行い、移住検討段階に応じた広告運用計画を策定する。

①調査分析

移住交流促進施策に関するデータ、資料等を収集し、ターゲットの傾向や需要、本県の移住施策の強みや弱みを調査、分析すること。なお、想定するデータは以下のとおりとするが、その他必要と考えられるデータは適宜追加するものとする。

a 委託者が提供するデータ

- ・令和5年度、6年度分徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」アクセスデータ

※アクセスデータはGoogleAnalyticsを用いて分析を実施

※令和6年度分データは実績確定後の提供

- ・移住者アンケート集計データ（令和3年度から6年度分）

※令和6年度分データは実績確定後の提供

b 受託者において調査収集するデータ

- ・公的統計データ
- ・移住に関する全国的な傾向、需要を計るデータ
- ・他の地方自治体の移住施策の成功例
- ・他の地方自治体の移住サイトのアクセス動向
- ・その他

②課題の抽出

上記(1)①のデータ等を参考に、ターゲットごとに5(1)で設定したペルソナを活用した上で、5(1)移住検討段階に応じて発信する情報や課題等についてカスタマージャーニーマップを作成すること。その作成に当たっては委託者と課題や対策等を協議し、認識を共有すること。

③広告運用計画の作成

- ・上記①②を踏まえ、委託期間を通した広告の内容、運用方法、運用スケジュール等の作成を行うこと。
- ・ターゲットごとの課題、目的に合わせた広告手法や掲出プラットフォーム、各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告）への配分バランスの方針等を明示すること。
- ・下記(2)に示す配信目的に沿った計画とすること。
- ・広告物の作成方針を明記すること。
- ・作成した広告運用計画に関して、委託者の承認を得ること。

④ディレクション業務

- ・作成した運用計画における各施策に関して、PDCAサイクルを意識した運用を行うとともに、広告効果の検証等から、委託者に対し、随時運用改善、内容の見直しを提案し、効果的な情報配信となるよう、各施策に対しディレクションすること。
- ・広告運用計画に関して、運用改善、内容の見直しを行う場合、委託者の承認を得ること。

(2) デジタル広告の配信

令和7年度に徳島県が実施する予定の移住フェア、移住セミナー等（以下、「移住イベント等」という）への誘客や、徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんで徳島で！」等への誘導を図るため、デジタル広告を制作し配信すること。配信数は20件（案件）以上とし、対象等に関しては、最大の効果が図られるよう委託者と協議の上、決定する。

①ターゲットに向けた広告の配信

- ・上記(1)③において作成した広告運用計画に基づき、広告の配信を実施すること。
- ・広告媒体や配信方法は本業務の事業効果の最大化を図るため、最適と考えられるもの（複数媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・実際に利用する媒体等については、提案内容を踏まえて、委託者との協議の上、決定する。

②移住イベント等への誘客

本県における委託事業「令和7年度徳島県移住フェア等企画・運営業務（仮）」によって、別途企画実施を予定している移住イベント等への誘客を図るため、広告の配信を行うこと。広告の実施に当たっては「令和7年度徳島県移住フェア等企画・運営業務（仮）」受託事業者と適宜連携を図り、その集客目標等の達成に努めること。

a「令和7年度徳島県移住フェア等企画・運営業務（仮）」実施内容

ア 開催

- ・移住フェア 令和7年度 2回開催
 - ・移住セミナー 令和7年度 10回開催
- ※開催日時等詳細は確定次第公表予定

イ 来場目標

- ・移住フェア 合計 320組以上
- ・移住セミナー 合計 130名以上

b 広告配信時期

委託者が指定する移住イベント等の開催日程に合わせて広告配信を実施することとし、イベント開催の1ヶ月前から開催日前日までを目安として、イベントごとに効果検証が可能な方法で実施することとし、具体的な実施時期を提案し、委託者との協議の上、決定すること。

③徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」への誘導

- ・広告からの誘導先に関して、原則、徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」のトップページとする。誘導先は委託者と協議の上、決定すること。ただし広告の内容等によって、下層ページ等を誘導先とする場合は、委託者と協議の上、実施すること。
- ・上記サイトにおける広告経由のセッション数に関して目標数を設定すること。
(参考) 令和5年度セッション総数：76,571セッション
令和6年4-12月セッション総数：260,837セッション
- ・上記サイトはGoogleAnalyticsを用いてサイト分析を行っているため、Google Analyticsを活用した実績の集計、分析を行うこと。

④広告クリエイティブ

- ・クリエイティブのデザイン及びパターン数は、委託者との協議の上、趣向や素材及びコピー等が異なるものを委託期間中に12パターン以上制作すること。（パターンごとの必要なサイズ展開も含み、異サイズ展開はパターンの計数に含まない）
- ・クリエイティブ作成のための動画、画像等は受託者が用意するものとするが、必要に応じて委託者から提供する場合がある。
- ・クリエイティブは、委託者が指定するイベント等の開催のタイミング、ターゲット見直しのタイミング等を踏まえ、順次作成すること。
- ・移住セミナー、移住フェア等誘客用クリエイティブの制作に関しては、「令和7年度徳島県移住フェア等企画・運営業務（仮）」受託事業者と連携し、統一したコンセプトにて制作に当たること。

⑤広告プラットフォーム

- ・広告ごとにコンバージョン等のKPIを提案し、委託者と協議の上、設定すること。
- ・配信内容に関して、委託者の都合により変更する場合がある。配信内容の変更は、事前に委託者と協議の上、変更が可能な場合に限り実施するものとし、実施内容、実施時期、費用など両者合意の上で実施するものとする。
- ・配信期間を通して、広告クリエイティブの内容、広告媒体、配信内容、配信方法、サイトへの誘導状況及び集客状況に関して分析を行い、委託者と協議の上、ターゲットの変更や次回の広告の内容等に関して、柔軟な対応を行うこと。
- ・広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」等については、徳島県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は必ず避けるとともに、アドベリフィケーションツールを採用するなど対策を講じた上で、広告配信開始前にその対策の内容及び効果を委託者に説明し、承認を得ること。

(3) 配信結果の分析・効果測定と結果報告

- ①この事業により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、閲覧者の属性やクリック後の行動等を適宜分析しながら、月に1回以上、ターゲティング、又は検索連動型広告におけるキーワードの見直しについて、委託者と協議を行うこと。
- ②広告開始後、月1回程度、委託者との協議を行い、広告結果と結果を導いた要因等を分析し、その結果を報告するとともに、結果を踏まえた運用の見直し等について、提案すること。
- ③令和7年10月中旬を目安に、中間報告を行うこと。報告は広告の実施結果およびその分析、以降実施すべき施策の提案等を行い、委託者と協議すること。報告資料は委託者と協議の上、書面にて提出すること。
- ④委託者との協議は、原則として、対面にて委託者の所在地で実施するものとする。ただし事前に両者合意のある場合は、WEB等での実施を可能とする。
- ⑤広告の運用状況及び分析結果、分析結果に伴う提案内容等について、広告の配信開始後、毎月とりまとめを行い、委託者に書面にて報告すること。

(4) 独自提案

委託者が指定する広告配信以外に効果的と思われる施策や、分析のために有効な指標等があれば別途提案すること。

(5) 委託者に対する伴走支援

委託者がデジタルマーケティングを活用して、効率的かつ効果的に施策立案から効果検証まで行えるよう、以下の支援を行うこと。

- ①移住施策へのデジタルマーケティングの活用について、企画から評価に至る各過程において必要な助言や相談対応など、総合的な支援を行うこと。問い合わせに際しては、電話、メール等にて対応が可能とすること。
- ②委託者のデジタルリテラシーの向上に資する研修等を1回以上実施すること。研修等の内容に関しては、委託者に対し提案を行い、両者協議にて決定する。
研修の実施に関して、事前に両者合意のある場合は、WEB（オンライン）等での実施を可能とする。WEB（オンライン）で研修を実施する場合は、動画等にて記録し、委託者へ提供すること。

(6) 実施報告書の提出

委託業務完了後は、速やかに実施報告書を提出すること。

本事業の成果や実施結果の分析、今後の課題や分析結果を活用した提案などについて、具体的に記載すること。

※本事業の画像または映像を使用し、分かりやすい内容とすること。

(7) 納品物

- ①実施報告書（A4判）及び電子媒体でそれぞれ1部
- ②制作した広告クリエイティブを収めた電子媒体1部
- ③本事業にて作成、使用した資料、データ一式を収めた電子媒体1部
- ④本業務で生じた資料のうち、委託者が指示する資料一式を収めた電子媒体1部
- ⑤その他本事業で生じたすべての成果品

(8) その他

委託者から、本事業実施に関連して各種調整を依頼した場合、協力すること。

7 委託者と連携した関係者との連絡調整

上記6の内容等は、委託者と受託者で協議を行いながら、随時、調整すること。

8 特記事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) この業務の実施に当たって、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) この業務の実施に当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 徳島県がアカウントを保有するSNS等ソーシャルメディアを活用する場合は、別紙3「徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。
- (5) 本事業内容は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (6) 各業務に係る撮影、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経緯（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- (7) 本委託業務において、制作された著作物や各種データの所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (8) 本委託業務において、制作・納品された成果品を委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等あらゆる媒体、手段、手法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。
- (9) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権等知的財産権等については、事前に許諾を取得し、第三者の著作権・肖像権等を侵害していないことを保証すること。なお、第三者の著作権・肖像権等の侵害の申し立てを受けたときには、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (11) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく同様とする。
- (12) 本事業において、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、めるものとする。